

ここが聞きたい!

給費制廃止の意味すること

いよいよ本年11月から、法律家（裁判官・検察官・弁護士）の卵である司法修習生の給与が給費制から貸与制へ移行されます。これが実現すると、多くの司法修習生が平均して300万円から多い人で1000万円を超える借金を抱えた状態で、法律家としてのスタートを切ることになります。

- 弁護士が借金の返済に追われ、儲かる事件しか取り扱わない?!
- 非正規労働者の事件や、環境問題に取り組み弁護士がいなくなる?!
- ◎そもそもお金がないと法律家になれない?!

こんな不安が現実になろうとしています。

あまり知られていない問題ですが、司法制度そのものの変質をもたらし、市民の側にたつ法律家の育成を阻む重大な問題です。

私たち市民のための法律家を育てるため、司法修習生の給費制問題を一緒に考えてみませんか。

日時

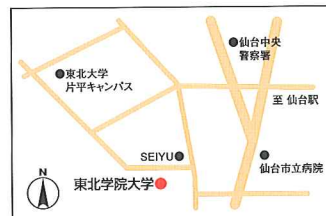
2010年7月3日(土) 午後2時～

場所

東北学院大学土樋キャンパス
90周年記念館
(仙台市青葉区土樋1-3-1)

発言者

宇都宮 健 児氏 (日本弁護士連合会会長)
落合 博 実氏 (元朝日新聞社編集委員)
山形 孝 夫氏 (元宮城学院女子大学学長)
(アイウエオ順)
その他 法科大学院生等一般市民の発言も予定



(周辺地図)



(キャンパス内地図)

司法修習生の給費制維持を求める 街頭パレード

▶日時 2010年7月3日(土) 午後1時

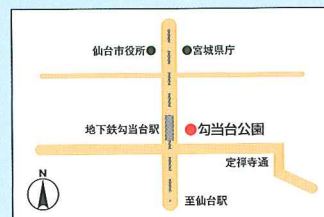
▶ルート 勾当台公園～仙都会館前

上記の集会に先立ち、街頭パレードを行います。
司法修習生の給費制問題を広く市民に知って貰う
ために、一緒に行動しましょう!!



しゅうしゅう君

クリームちゃん



主催：仙台弁護士会・市民のための法律家を育てる会
共催：日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会
連絡先：仙台弁護士会 (☎022-223-1001)